

## 船橋小子ども安全ボランティア隊 規約

平成 26 年 5 月 1 日設立  
令和 5 年 5 月 13 日改定

### (名称および事務局)

第1条 本会は、船橋小子ども安全ボランティア隊と称し、事務局を世田谷区船橋小学校（東京都世田谷区4-41-1）内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、世田谷区立船橋小学校学区内における通学路、学区内および周辺地域の安全・安心を確保するため、船橋小学校の承認の下、船橋小学校PTA および地域の協力を得て、子どもたちの見守りをすることを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 通学路のパトロール活動
- (2) 通学路の一定の場所における見守り活動
- (3) 日常的な活動を通学時間帯に合わせて行うふれあい見守り活動
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

### (会員)

第4条 第2条に定める目的に賛同するものは、募集に応じて参加の意思表示をすることにより、本会の会員（以下「安ボラメンバー」という）となり、名簿に登録する。

2 安ボラメンバーは、ボランティアとして前条に定める活動を無報酬で行う。

### (退会)

第5条 安ボラメンバーは、退会届を提出することにより、隨時に退会することができる。

### (入会の非承認)

第6条 本会は、入会申込者が次に該当する場合は、入会を認めないことがある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会目的が当団体の目的に合致しない場合
- (3) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (4) 入会申込者が暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合

### (会員の資格喪失)

第7条 安ボラメンバーが次に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 本会が解散したとき。
- (5) 本規約に違反したとき。
- (6) 除名されたとき。

### (除名)

第8条 安ボラメンバーが次のいずれかに該当する場合は、これを除名することができる。

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2) 児童、保護者、船橋小学校、船橋小学校PTA および他の会員の安全、プライバシー、信用、その他の権利を侵害した場合。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合。
- (4) その他、船橋小学校が安ボラメンバーとして不適切と判断した場合。

### (禁止事項)

第9条 安ボラメンバーは、本会の活動にあたり、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 児童、保護者、他のメンバー、第三者のプライバシー及び財産を侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 本会および船橋小学校、船橋小学校 PTA の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (3) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。その他、本会の目的に不適切と判断されるすべての行為。

(会議)

第10条 本会は、年間3回程度の会議を開催する。

2 会議の名称は安ボラミーティングと称する。

3 安ボラミーティングは、安ボラメンバー相互の情報交換のほか、連絡協議の場とする。

(議決)

第11条 本会の運営に必要な次の事項は、船橋小学校の承認および船橋小学校 PTAとの協議の上、安ボラミーティングの出席者の過半数の賛同により決定する。

(1) 規約改正

(2) その他必要事項

(運営)

第12条 本会は運営にあたり、安ボラメンバーから入会金、会費その他の金銭を徴収しない。

第13条 本会の日常的な活動に必要な事務用品などの物品の一部、会場は、船橋小学校、船橋小学校 PTA、世田谷区から協力を受ける。

2 本会の活動にあたり特別な必要がある場合は世田谷区に助成金を申請し、その可能な範囲で運営する。

3 助成金を利用する際の会計は第3条に掲げる活動に区分し、事務局が收支報告を作成する。

(活動計画)

第14条 本会の活動計画は事務局が作成し、安ボラミーティングで承認を経る。

(活動報告)

第15条 本会の活動報告は毎事業年度終了後に事務局が作成し、安ボラミーティングで承認を経る。

(活動年度)

第16条 本会の活動の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(個人情報の取扱い)

第17条 安ボラメンバーの個人情報は、安ボラメンバーへの通知、および活動に必要な連絡を行う目的以外では利用しないものとする。また個人情報は、次に定める場合を除き、安ボラメンバーの同意なく、第三者に開示・提供は行わないものとする。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。

(3) 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

付 則 本規約は本会の発足の日である平成26年5月1日から施行する。

2 令和5年5月13日より、本規約改定版を施行する。